

高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金の手続きに関するQ&A

(令和8年5月1日現在)

	Q	A	
補助対象事業者について	Q 1	<p>本社は高砂市外ですが補助金の対象となりますか。</p>	<p>本社の所在地に関係なく設備導入する事業所の所在地が高砂市内であれば対象となります。</p>
	Q 2	<p>個人事業主ですが補助金の対象となりますか。</p>	<p>補助対象者は法人を想定しており、個人事業主の事業に対する補助は想定しておりません。</p>
	Q 3	<p>現在、高砂市内に事業所はありませんが、新工場を建設予定です。この場合は補助金の対象となりますか。</p>	<p>高砂市内において、現に事業を営むことにより排出している温暖化排出ガス量の削減を促進することから、高砂市内に事業所を新設する事業者は、補助対象外となります。</p>
	Q 4	<p>飲食業をしていますが補助金の申請は可能ですか。</p>	<p>業種による制限は設けておりませんが、市税等の滞納がなく、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められることが必要です。</p>
	Q 5	<p>市内で社会福祉法人として特別養護老人ホームを開設していますが、補助金の対象となりますか。</p>	<p>社会福祉法人や医療法人等は補助対象となります。</p>
補助対象事業者について	Q 6	<p>水素等製造設備とは具体的にどういった設備を指しますか？</p>	<p>水素・アンモニアの製造設備や、汚泥の燃料化（燃焼・乾燥）設備、RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel・古紙と廃プラスチック類を主原料とした産業廃棄物由来の固形燃料）・RDF（Refuse Derived Fuel・生ごみ、紙ごみ、プラスチックなどの可燃性廃棄物を乾燥、破碎、圧縮した固形燃料）等のバイオマス燃料製造設備などを想定しています。</p>
	Q 7	<p>製造したバイオマス燃料を全量販売する予定です。補助金の対象となりますか。</p>	<p>製造・売却したバイオマス燃料の全量を、高砂市内の事業所で燃焼する場合に限り補助対象となります。</p>
	Q 8	<p>水素等貯蔵設備とは具体的にどういった設備を指しますか？</p>	<p>水素貯蔵設備としては <ul style="list-style-type: none"> ・水素貯蔵タンク ・水素カードル ・水素吸蔵合金 ・水素を貯蔵容器等に充填するための設備 を想定しています。</p> <p>アンモニア貯蔵設備としては <ul style="list-style-type: none"> ・アンモニア貯蔵タンク ・アンモニアを貯蔵容器等に充填するための設備 を想定しています。</p> <p>バイオマス燃料貯蔵設備としては <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ燃料の貯蔵タンク ・バイオ燃料を貯蔵容器等に充填するための設備 を想定していますが、建物等の建設費は補助対象外となります。</p>

高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金の手続きに関するQ&A

(令和8年5月1日現在)

	Q	A	
補助対象事業者について	Q9	水素等供給運搬設備とは具体的にどのような設備を指しますか？	製造又は貯蔵した水素等を市内事業所の燃焼設備等に供給運搬するために必要な設備で、水素等の燃焼設備がある事業所内に設置するパイプラインや、専ら水素等を運搬するためだけに事業所内のみを走行し、公道を走行できない（ナンバーのない）未登録車を想定しています。（事業所の敷地外を走るパイプラインや、自動車検査証を取得し公道を走行可能な車両等は補助対象外とします。）
	Q10	水素等供給運搬設備として専用車両を購入予定です。補助対象となりますか？	車両については、専ら水素等を運搬するためだけに事業所内のみを走行し、公道を走行できない（ナンバーのない）未登録車を補助対象として想定しています。自動車検査証を取得し公道を走行可能な車両等は補助対象外とします。
	Q11	「水素等貯蔵設備のみ」、又は「水素等供給運搬設備のみ」の補助申請も可能ですか？	本補助金は、市内の事業者が水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用に向けた設備を「新たに」導入する場合に補助するもので、既に稼働している既存の製造設備や燃焼設備を補完する設備として、貯蔵設備や供給運搬設備を新設する場合は補助対象となりません。 一方、製造設備や燃焼設備を新設後に、その本格稼働に向け新たに貯蔵設備や供給運搬設備を整備する場合は補助対象となります。
	Q12	既存のボイラーを温存しつつ、新たに水素・アンモニア、バイオ燃料等を活用したボイラーを増設予定です。この場合、補助対象になりますか？	既存のボイラーが故障している場合は、「燃料転換を伴わない場合においても必要な設備更新」に該当するため補助対象外となりますが、既存のボイラーと水素・アンモニア、バイオ燃料等を活用したボイラーを並行して稼働させる場合は、並行稼働の事業計画と、二酸化炭素排出量削減効果の資料を示していただき、二酸化炭素排出量削減の事業効果が確認できれば補助対象となります。
	Q13	中古設備の導入は補助金の対象となりますか？	補助対象となりません。
	Q14	リース・ESCO事業による導入は補助金の対象となりますか？	補助対象となりません。
	Q15	故障している設備の更新は補助金の対象になりますか？	故障している場合は、「燃料転換を伴わない場合においても必要な設備更新」に該当するため補助対象外となります。
Q16	通年で使用しない生産設備の更新は補助金の対象になりますか？	通年で稼働せず、特定の時期や特定の製品の製造過程でしか使用しない生産設備の更新は二酸化炭素排出量削減効果が低いため補助対象となりません。	
Q17	すでに工事に着手しているのですが、補助金を受けることは可能ですか？	補助対象となりません。 補助金の事前決定通知後に着手する事業が対象となります。	

高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金の手続きに関するQ&A

(令和8年5月1日現在)

	Q		A
補助対象事業者について	Q18	一部の設備を事前申込受理決定通知日より前に発注・契約しています。この設備も補助対象となりますか？	事前申込受理決定通知日より前に発注・契約したもののについては補助対象外となります。
	Q19	事前申込受理決定通知日後に発注・契約しましたが、工事完了が次年度となる予定です。この場合も補助対象となりますか？	事前相談の段階で補助事業の着手・完了見込日を確認させていただき、事前申込書でも事業実施期間（開始・完了（予定）日）を記載いただきます。これにより、予算の範囲内であるか否かを確認し、工事完了が次年度となる場合も補助対象となるか否かを判断させていただきます。
	Q20	工事はいつまでに完了させる必要がありますか。	補助対象事業の実施期間は、事前申込書に記載いただいた事業実施期間（開始・完了（予定）日）となります。（事前申込受理決定の際に、補助事業完了時点における予算確保の見通しを立てるため。）
C02排出量削減効果の計算方法について	Q21	設備導入による二酸化炭素排出量の削減効果を計算する際の排出係数は、何を用いるのですか。	環境省の「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」における算定方法・排出係数一覧に則って算出してください。（算定方法算定方法の詳細は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」をご覧ください。） https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html
他の補助金との併用について	Q22	他の補助金を同時に受けることは可能ですか。	可能です。補助対象となる設備費から、当該設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額を補助金の算定根拠とします。
	Q23	国の補助金を併用しようと検討しています。もし国の補助金に採択された場合は事前申込した収支予算書の中身が変わりますが、変更等承認申請書で変更申請すればいいのでしょうか。	高砂市脱炭素化技術等導入支援事業変更等承認申請書（様式第4号）を提出いただき、補助対象経費総額を変更します。

高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金の手続きに関するQ&A

(令和8年5月1日現在)

	Q		A
申請方法について	Q24	事前相談とは何ですか。	<p>本補助事業は補助金交付事前申込前に補助金の交付対象としての要件を満たしているかの確認を事前相談により行います。</p> <p>事業着手前に「補助金交付事前申込」を、事業完了後に「補助金交付申請書」を提出いただきますが、その2つの申請が2か年度に渡ることも想定されることから、補助金交付事前申込書の提出前に、事業内容、スケジュールなどを事前相談で把握し、予算額との調整を行います。</p> <p>具体的に事業内容が固まった段階での相談を想定していますが、不明点の確認のための問合せからでも可能です。</p>
	Q25	事前相談者は申込の担当者だけで相談する必要があるのでしょうか。工事施工事業者が同席する必要があるのでしょうか。	申請者に事前相談していただくこととしていますが、工事施工予定事業者の方が同席していただいても問題ありません。
標準処理期間について	Q26	事前申込から受理決定までどれぐらいの日数がかかりますか。	内部審査に2週間程度のお時間をいただきます。
	Q27	交付申請から交付決定までどれぐらいの日数がかかりますか。	書類及び現地検査を経て審査を行いますので、交付決定までに4週間程度のお時間をいただきます。
	Q28	補助金はどれぐらいで振り込まれますか。	請求書を受理してから概ね2、3週間を目安にお考えください。
事業完了後について	Q29	事業完了後の経過報告は必要ですか。	事業完了後、1か年のCO ₂ 削減効果を経過報告書で提出いただきます。
	Q30	本補助金を活用して設置した設備の導入による効果をJ-クレジット化することは可能ですか。	J-クレジット制度を目的とした設置導入は補助対象外です。J-クレジット制度への登録は行わないでください。